七　情報処理技術者試験規則第６条第２項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・情報処理技術者試験合格証明書
八　電気通信事業法第46条第３項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者
・電気通信主任技術者資格者証（写し）
九　司法試験に合格した者
・司法試験合格証明書
※司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第２次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第２次試験を受け、当該試験に合格した者については、司法試験第２次試験合格証明書
十　司法書士
・登録事項証明書
十一　行政書士
・登録事項証明書

※上記④のうち、短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定について、平成25年度弁理士試験に適用される申請の締切日は平成25年２月28日（木）とする（必着）。
※上記⑥の一及び二について、平成25年度弁理士試験に適用される選択科目免除資格認定申請及び選択科目免除資格仮認定申請の締切日は平成25年２月28日（木）とする（消印有効）。
※上記⑤及び⑥の三、四、七、九から十一を証明する書面については、平成25年１月30日から平成25年４月10日までに発行されたものに限る。

6　受験願書の交付

⑴　交付期間　平成25年３月１日（金）から平成25年４月10日（水）まで（行政機関の休日に該当する日を除く。）
なお、インターネットによる受験願書請求については、平成25年２月１日（金）から平成25年３月27日（水）まで

⑵　交付時間　午前９時から午後５時まで

⑶　交付場所
・特許庁〔東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁庁舎１階〕
・日本弁理士会〔東京都千代田区霞が関三丁目４番２号　商工会館・弁理士会館ビル〕
・北海道経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔北海道札幌市北区北７条西４丁目　新北海道ビルヂング12階　北海道知的財産情報センター内〕
・東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔宮城県仙台市青葉区本町三丁目４番18号　太陽生命仙台本町ビル７階〕
・関東経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館９階〕
・中部経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号　名古屋商工会議所ビル地下２階〕
・近畿経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔大阪府大阪市中央区大手前一丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館３階〕
・中国経済産業局地域経済部次世代産業課特許室〔広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎３号館１階〕
・四国経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔香川県高松市林町2217番地15　香川産業頭脳化センター２階〕
・九州経済産業局地域経済部技術企画課特許室〔福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号　福岡合同庁舎６階〕
・内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課特許室〔沖縄県那覇市おもろまち四丁目17番９号　ＴＮビル４階〕

⑷　郵送による受験願書の請求　返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）の封筒に受験願書の送付を受ける先を明記し、140円分の郵便切手を貼付すること。）を添えて、東京都千代田区霞が関三丁目４番３号（郵便番号100―8915）特許庁総務部秘書課弁理士室試験第一班あて、平成25年３月１日（金）から平成25年４月４日（木）（必着）までに請求すること。封筒の表面には「弁理士試験受験願書請求」と朱書すること。

⑸　インターネットによる受験願書の請求　平成25年２月１日（金）から平成25年３月27日（水）までに、特許庁ホームページ（http://www.jpo.go.jp/indexj.htm）から請求すること。

7　受験願書等の提出

⑴　提出方法　受験を希望する者は、受験願書と同時に交付する封筒を用い、東京都千代田区霞が関三丁目４番３号（郵便番号100―8915）特許庁内　工業所有権審議会会長あて、簡易書留郵便により送付すること。

⑵　受験願書等の受付期間　平成25年３月28日（木）から平成25年４月10日（水）まで（期限厳守）

※郵送のみの受付となるため、特許庁に直接持参しても受け付けないので、注意すること。
※平成25年４月10日（水）までの消印有効。

8　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する（インターネットによる受験願書請求分を除く）。

平成二十五年度自動車整備士技能検定試験の実施について

平成二十五年度自動車整備士技能検定試験の実施について、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第五条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年一月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　平成二十五年度技能検定
一　学科試験及び実技試験を行う自動車整備士の技能検定（以下「技能検定」という。）の種類
二級自動車シャシ整備士
二　学科試験及び実技試験の施行期日
イ　学科試験　平成二十五年七月二十四日（水）
ロ　実技試験　平成二十五年九月八日（日）
三　技能検定の申請の受付期間
平成二十五年五月一日（水）から平成二十五年五月十日（金）まで

2　申請書の提出場所等
一　申請書の提出場所
申請書は、最寄りの神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所に提出すること。
二　技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う試験地等
イ　学科試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県
ロ　実技試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県
注　学科試験及び実技試験の実施地は受験者数により変更することがある。

技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う場所その他必要な事項は、学科試験及び実技試験についてそれぞれその施行期日の二十日前までに地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局及び沖縄総合事務局陸運事務所に掲示する。

3　その他
学科試験及び実技試験の全部が免除される者についての技能検定の申請受付は、1に掲げる技能検定の申請の受付期間以外にも実施する。
なお、申請の方法その他技能検定に関する問い合わせについては、最寄りの地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部、兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所あて行うこと。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１９号

札幌市中央区北２条西３丁目１番地
債務者　北海鋼材株式会社
代表者代表取締役　北野　則男

1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　康紀
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時30分

札幌地方裁判所民事第４部